

# 検証前レポートの見方について

項番	項目
----	----

1 歯科衛生実地指導料 1（複数算定）

- 国保における取扱い  
歯科衛生実地指導料 1 について、月 1 回を超える算定は認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。

**○国保における取扱い**  
審査における47都道府県国保連合会で共通の取決め内容

**○取扱いの根拠**  
上記取扱いの医学的な根拠

**○留意事項**  
上記取扱いにおける例外的な事例など留意が必要な内容  
一部の項目のみに設けられています

**○A県**  
月 1 回を超えて歯科衛生実地指導料 1 を算定している事例が40件あり、そのすべてが査定されています

**○B県**  
月 1 回を超えて歯科衛生実地指導料 1 を算定している事例が8件あり、職員が請求どおりとした事例が1件、審査委員が請求どおりとした事例が2件、査定された事例が5件あります  
全事例（8件）に占める査定率は約63%となります

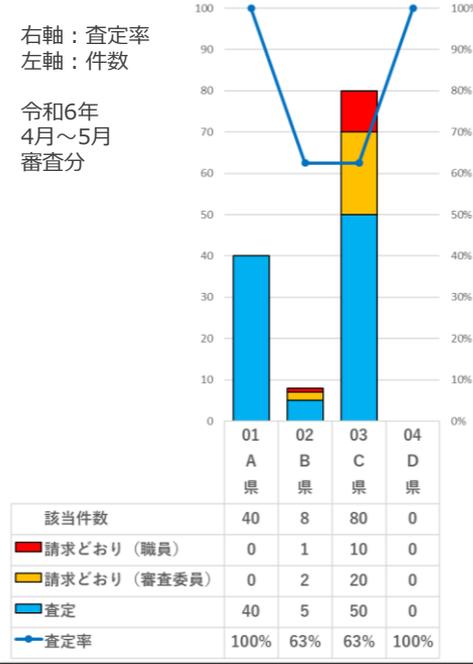
**○C県**  
月 1 回を超えて歯科衛生実地指導料 1 を算定している事例が80件あり、職員が請求どおりとした事例が10件、審査委員が請求どおりとした事例が20件、査定された事例が50件あります  
全事例（80件）に占める査定率は約63%となります

**○D県**  
月 1 回を超えて歯科衛生実地指導料 1 を算定している事例がない  
該当事例がない場合、査定率は便宜上100%と表記しています

**○棒グラフについて**  
当該項目に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその内訳を示します

- ・ **該当件数**  
下記の3種類の内訳を合計したコンピュータチェック貼付レセプトの総件数
- ・ **赤：請求どおり（職員）**  
審査担当職員が対象項目を査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・ **橙：請求どおり（審査委員）**  
審査委員が対象項目を査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・ **水色：査定**  
審査担当職員または審査委員が対象項目を査定等適切に処理した件数

**○折れ線グラフ（査定率）について**  
コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた事例の割合（棒グラフ全体に占める水色部分の割合）



※請求どおりとした事例の中には、不合理な差異の原因となる「取扱いと異なる審査」のほか、**然るべき適切な理由の下で請求どおりと処理されたものも含まれます**

# 項番 1 検証前レポート

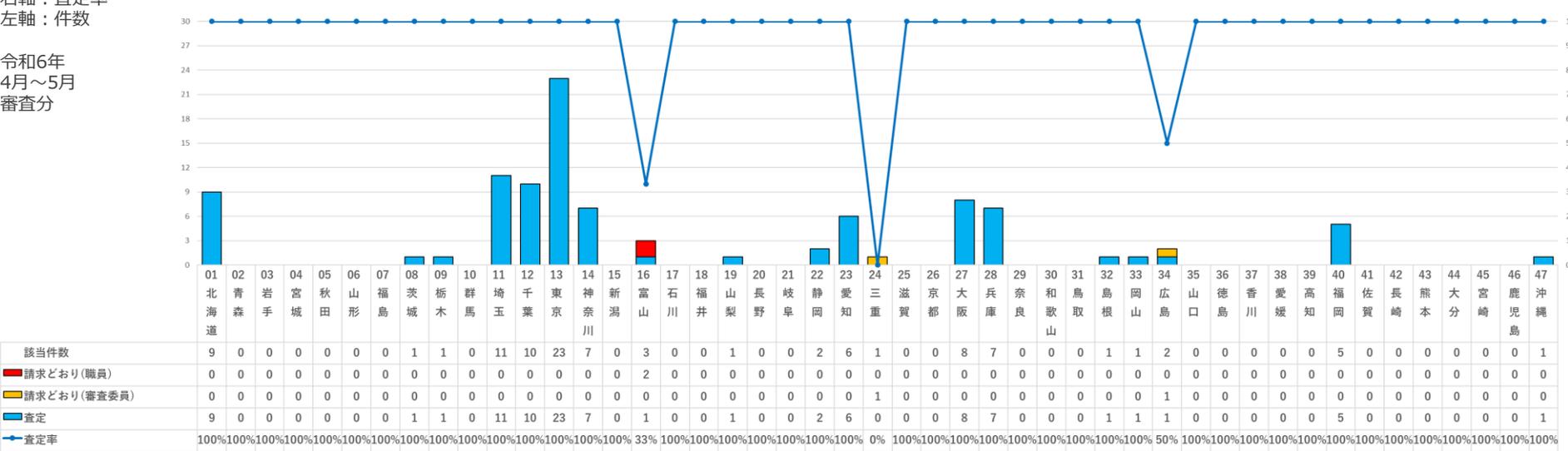
項番	項目
----	----

1	歯科衛生実地指導料 1 (複数算定)
---	--------------------

- 国保における取扱い  
歯科衛生実地指導料 1 について、月 1 回を超える算定は認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。

右軸：査定率  
左軸：件数

令和6年  
4月～5月  
審査分

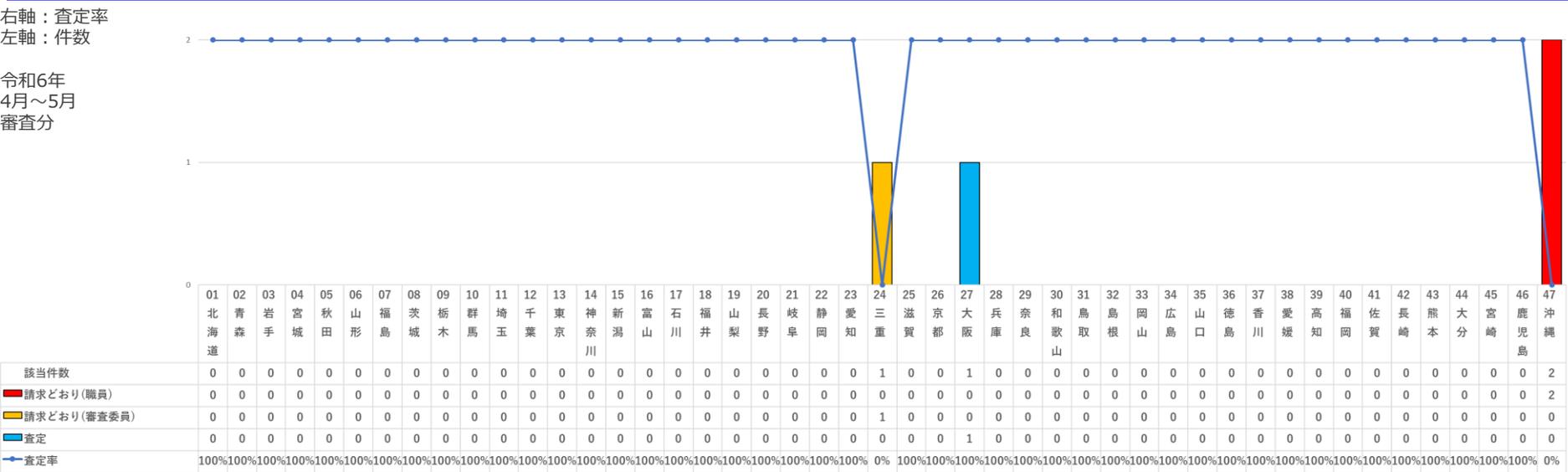


# 項番 2 検証前レポート

項番	項目
----	----

2 歯科疾患管理料（周術期口腔機能管理料（3）を算定）

- 国保における取扱い  
歯科疾患管理料について、周術期口腔機能管理料（3）を算定した月においては算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。

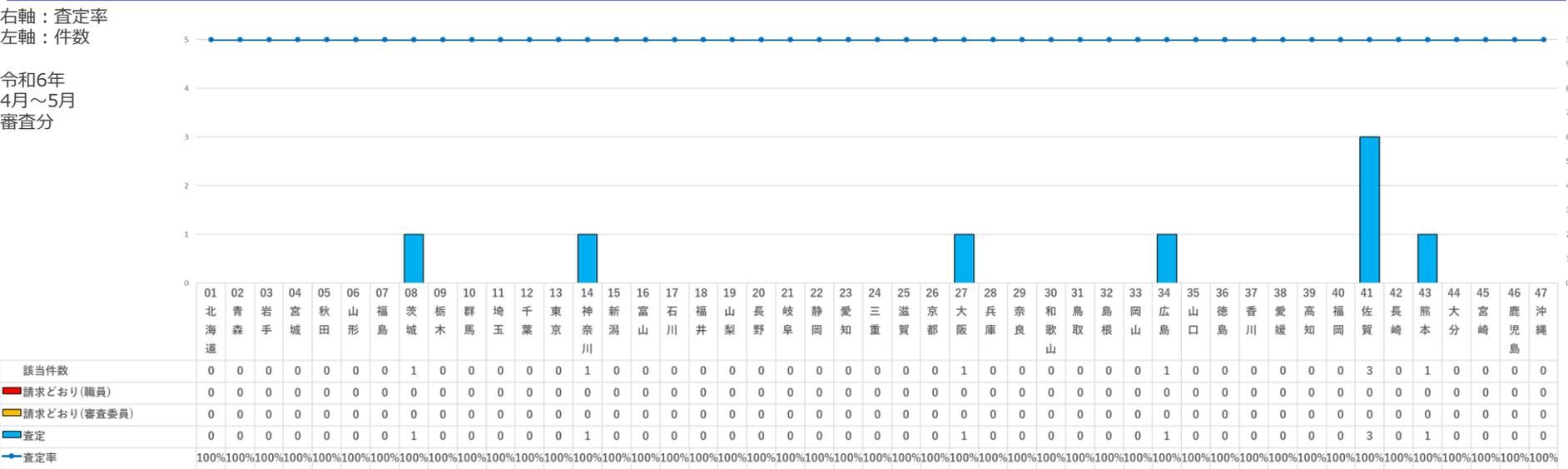


# 項番3 検証前レポート

項番	項目
----	----

3 歯科治療時医療管理料（周術期口腔機能管理料（1）（手術前）を算定）

- 国保における取扱い  
歯科治療時医療管理料について、周術期口腔機能管理料（1）（手術前）を算定した月においては算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。



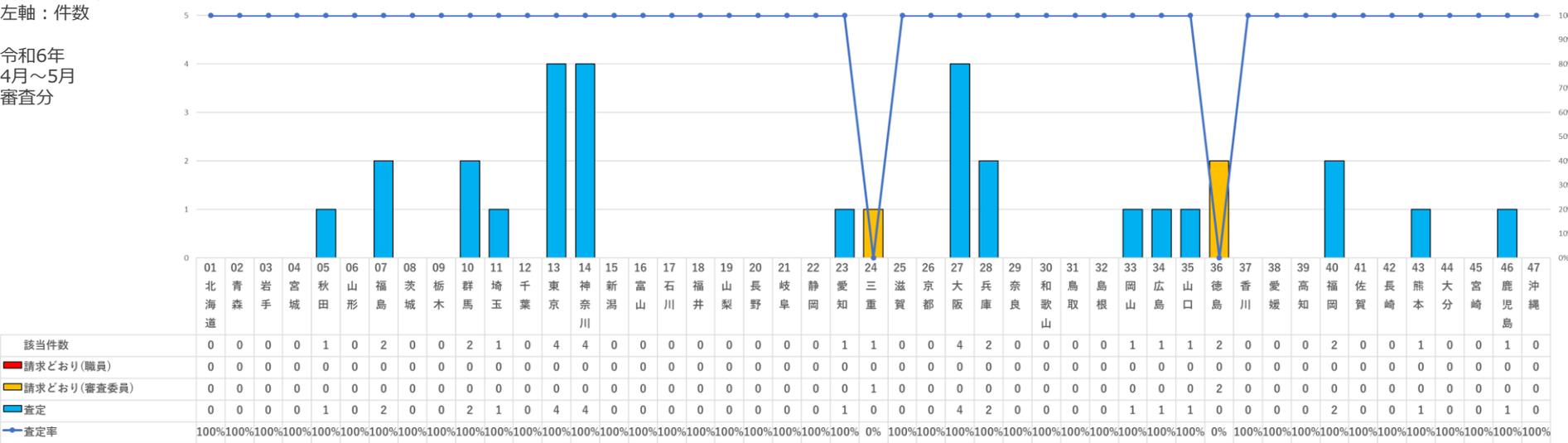
# 項番 4 検証前レポート

項番	項目
----	----

4 新製有床義歯管理料（2以外）（新製有床義歯管理料（困難）算定あり）

- 国保における取扱い  
新製有床義歯管理料（2以外）について、新製有床義歯管理料（困難）を算定した月においては算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。

右軸：査定率  
左軸：件数  
  
令和6年  
4月～5月  
審査分



# 項番 5 検証前レポート

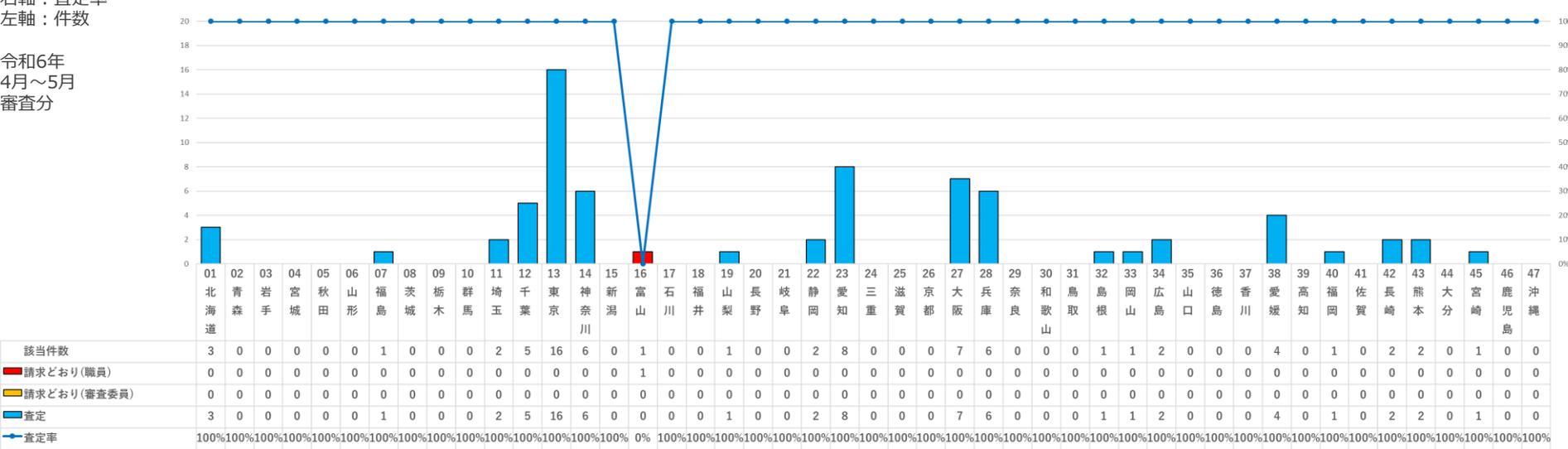
項番	項目
----	----

5	歯周病患者画像活用指導料（同日5枚超え）
---	----------------------

- 国保における取扱い  
歯周病患者画像活用指導料について、1回につき5枚を超える算定は認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。

右軸：査定率  
左軸：件数

令和6年  
4月～5月  
審査分



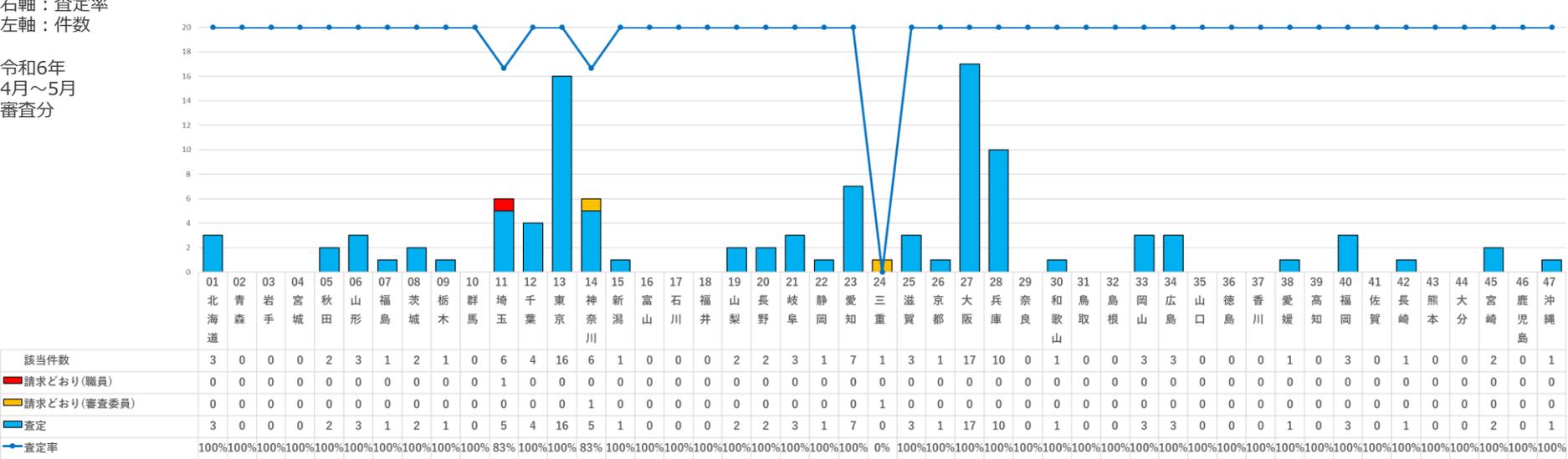
# 項番 6 検証前レポート

項番	項目
----	----

6 知覚過敏（1回超えて算定）

- 国保における取扱い  
知覚過敏処置について、1口腔につき1回を超える算定は認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。

右軸：査定率  
左軸：件数  
令和6年  
4月～5月  
審査分

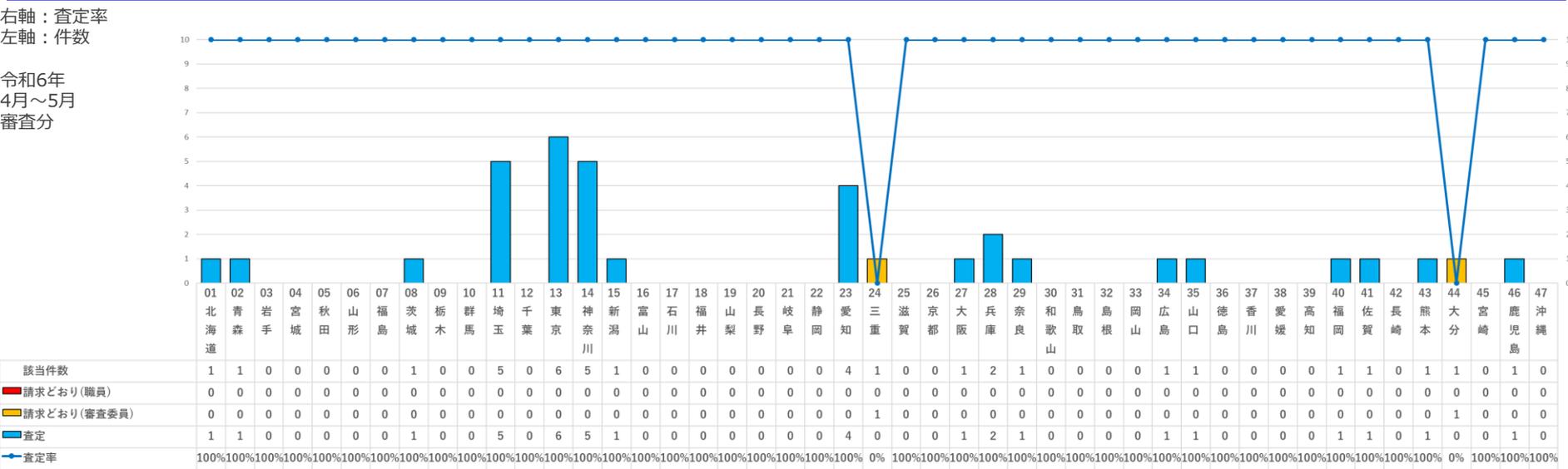


# 項番7 検証前レポート

項番	項目
----	----

7 機械的歯面清掃処置（月1回超えての算定）

- 国保における取扱い  
機械的歯面清掃処置について、月1回を超える算定は認めない。
- 取扱いの根拠  
算定ルールに基づく。

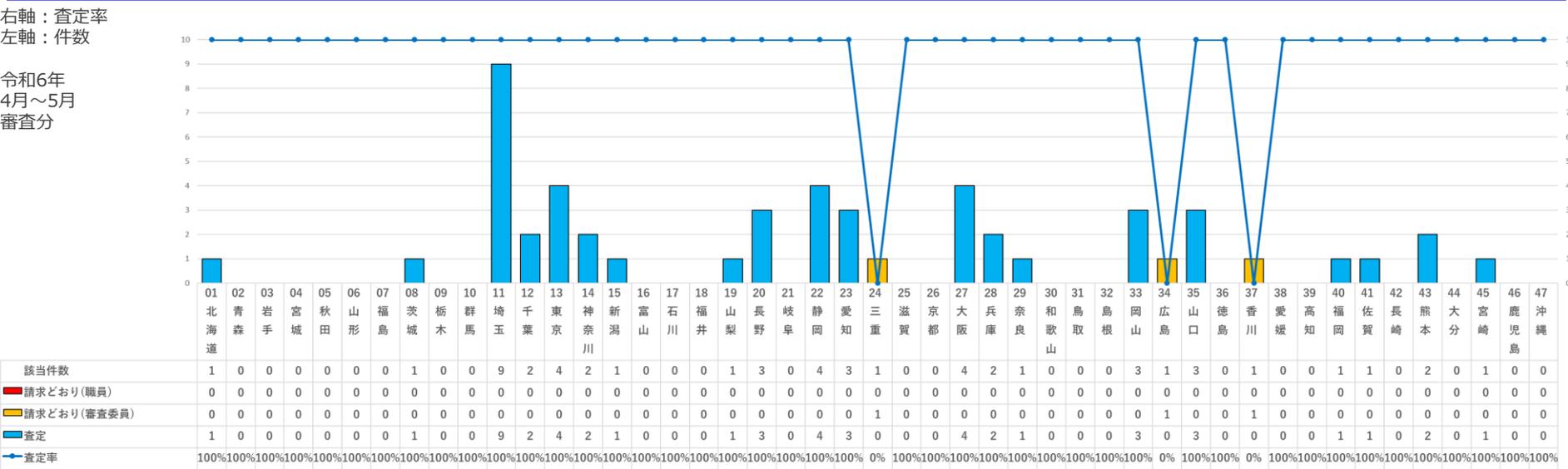


# 項番 8 検証前レポート

項番	項目
----	----

8 歯科口腔リハビリテーション料 1（有床義歯の口以外）（月 1 回超えて算定）

- 国保における取扱い  
 歯科口腔リハビリテーション料 1（有床義歯の口以外）について、月 1 回を超える算定は認めない。
- 取扱いの根拠  
 算定ルールに基づく。



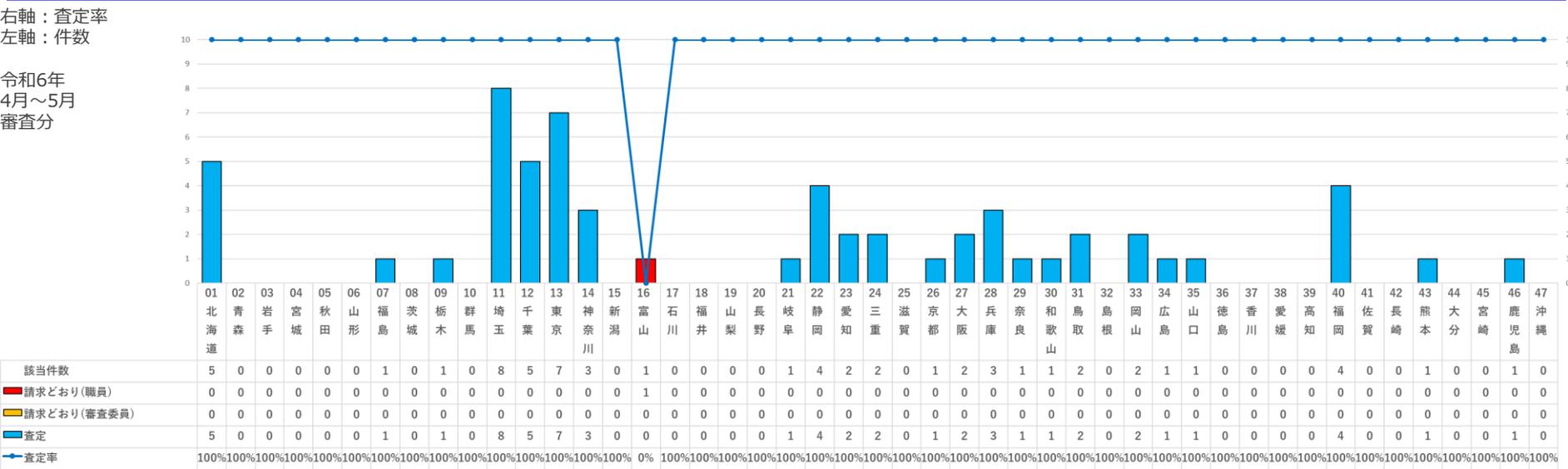
# 項番 9 検証前レポート

項番	項目
----	----

9 歯科口腔リハビリテーション料 1 (有床義歯の困難) (月 1 回超えて算定)

○国保における取扱い  
 歯科口腔リハビリテーション料 1 (有床義歯の困難) について、月 1 回を超える算定は認めない。

○取扱いの根拠  
 算定ルールに基づく。



# 項番10 検証前レポート

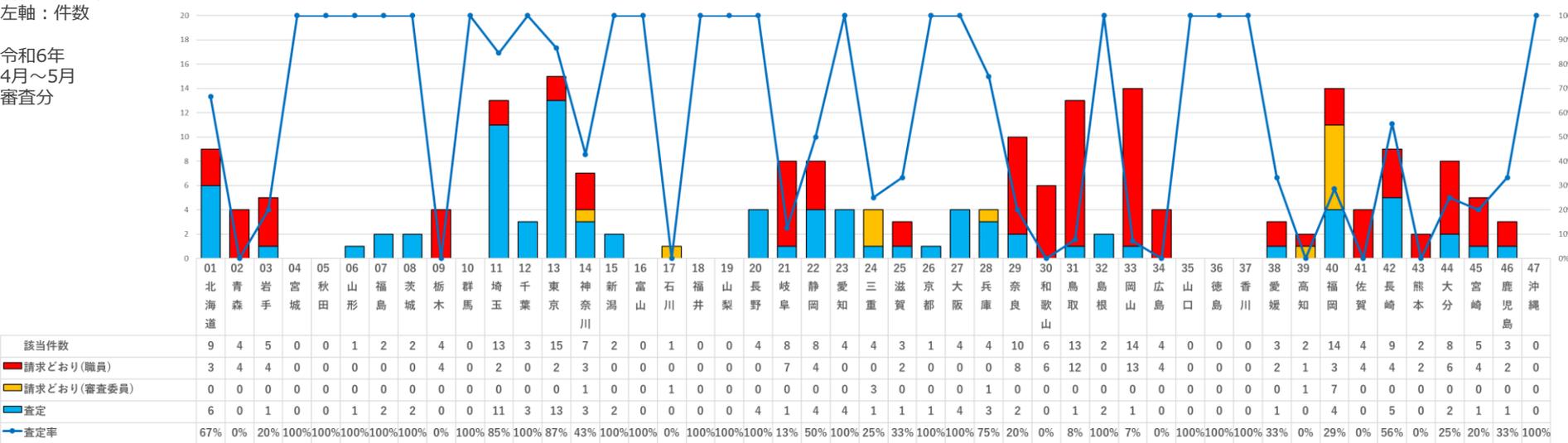
項番	項目
----	----

10 う蝕処置

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）  
原則として、「脱離」の病名のみで、う蝕処置の算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
脱離のみでは、その原因や状態が明らかでないため、算定にあたっては、う蝕処置が必要とされる傷病名の記載が適切である。

右軸：査定率  
左軸：件数

令和6年  
4月～5月  
審査分



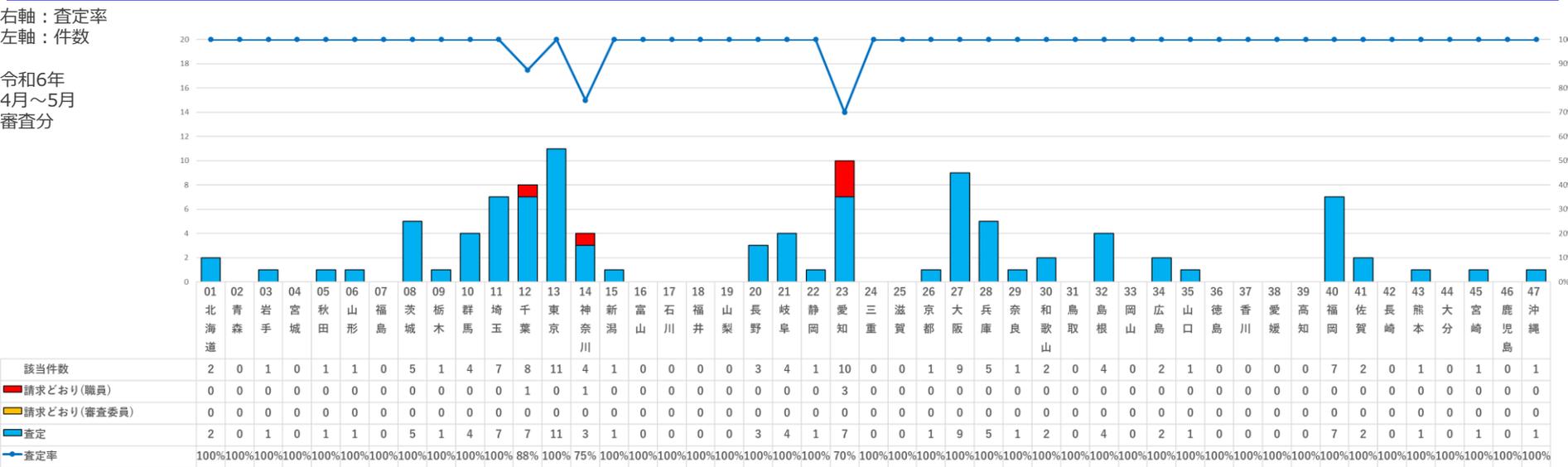
# 項番11 検証前レポート

項番	項目
----	----

11 知覚過敏処置

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）  
原則として、「う蝕（C）」病名で、知覚過敏処置の算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
知覚過敏処置は、露出した象牙質の疼痛を軽減するために行われる処置であり、算定にあたっては、象牙質が知覚過敏を有する状態を示す傷病名の記載が適切である。

右軸：査定率  
左軸：件数  
令和6年  
4月～5月  
審査分



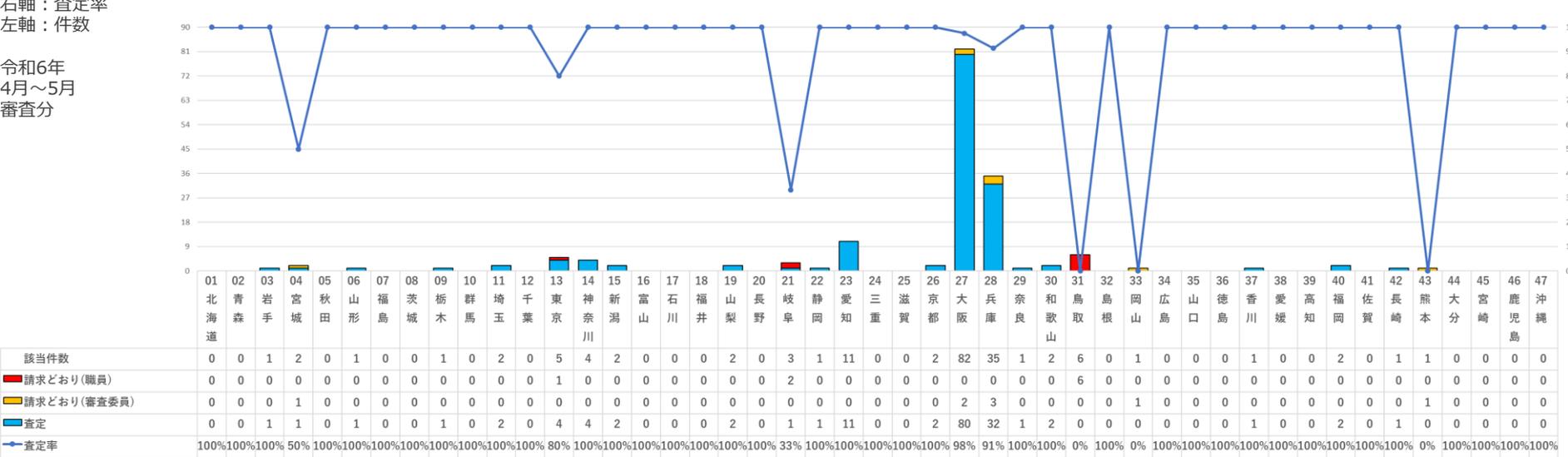
# 項番12 検証前レポート

項番	項目
----	----

12 う蝕薬物塗布処置

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）  
原則として、「う蝕（C）」以外の傷病名で、う蝕薬物塗布処置の算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
う蝕薬物塗布処置は、う蝕の進行抑制を目的として行われるものであり、算定にあたっては、「う蝕（C）」病名の記載が適切である。

右軸：査定率  
左軸：件数  
令和6年  
4月～5月  
審査分

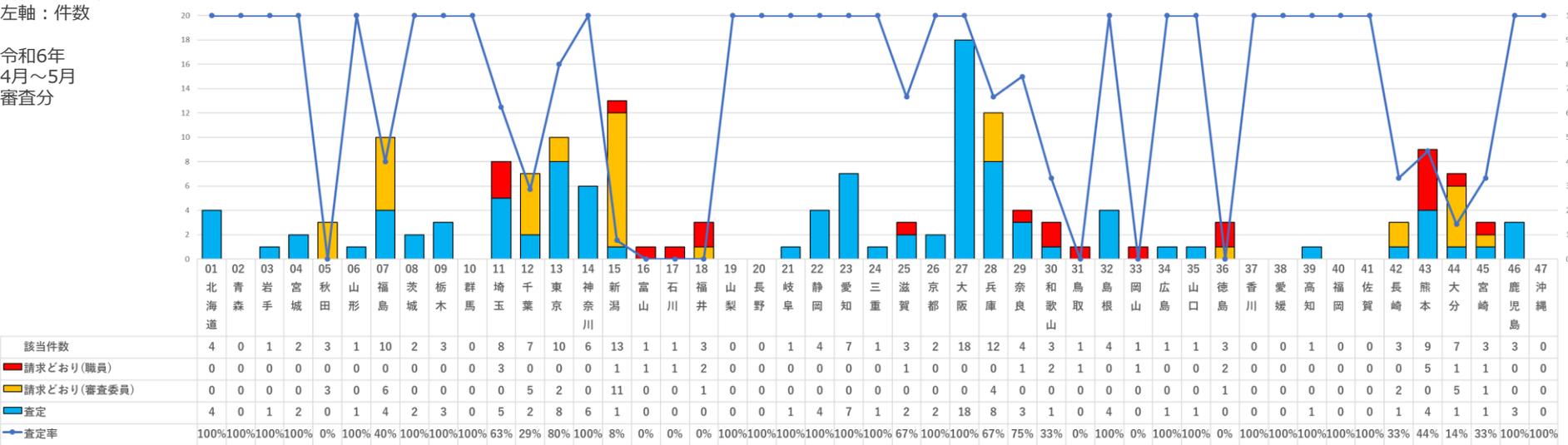


# 項番13 検証前レポート

項番	項目
13	充填

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）  
原則として、「脱離」の病名のみで、充填の算定を認めない。  
原則として、「疑い」の病名で、充填の算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
脱離で再装着を行った部位に対して、他に症状が表れていない状態に充填を行う必要性は乏しいと考えられる。  
充填はう蝕等によって歯の実質欠損が生じた場合に行われる治療であり、充填にあたっては、歯の実質欠損を示す傷病名の記載が適切である。

右軸：査定率  
左軸：件数  
令和6年  
4月～5月  
審査分



# 項番14 検証前レポート

## 項番 項目

14 リテイナー及びテンポラリークラウン

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）  
原則として、同日に、同一部位に対するリテイナーとテンポラリークラウンの算定を認めない。
- 取扱いの根拠  
リテイナーは、支台歯の保護等のためにブリッジ装着までの間暫間的に装着されるものであり、一方で、テンポラリークラウンは、前歯部の歯冠補綴物を装着するまでの間暫間的に装着されるものであることから、同一部位に対して各々を装着することは考えにくい。

右軸：査定率  
左軸：件数  
令和6年  
4月～5月  
審査分

